

令和3年1月定例教育委員会 会議録

1月定例教育委員会を令和3年1月27日（水）午後1時30分 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保
委員 堀 美鈴 委員 木澤和子 委員 渡邊智治

事務局 中村教育部長 矢野子ども・子育て監 長瀬学校教育課長
神谷主幹 山本文化スポーツ課長 中村歴史まちづくり課長
上原子ども未来課長 長谷川指導主事 永濱指導主事

記録者 和泉知子

傍聴者 0名

◆次第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
 - 第28号議案 令和3年度全国学力・学習状況調査への対応について
 - 第29号議案 犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について
 - 第30号議案 犬山市立学校簿冊保存規程の廃止について
 - 第31号議案 犬山市図書館管理規則の一部改正について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (3) 2月・3月行事予定表について
 - (4) 第11回子育てフォーラムIN犬山の開催について
 - (5) まなびイベントカレンダーの掲載について
 - (6) 子ども読書空間整備記念講演会の開催について
 - (7) 市民総合大学特別講演会の開催について
 - (8) いじめ防止に向けて
- 6 その他
- 7 自由討議
- 8 閉会

◆議事内容

開 会	
教育長:	ただ今より1月定例教育委員会を開催します。

<p>教 育 長:</p>	<p style="text-align: center;">教育長報告</p> <p>皆様方こんにちは。コロナの感染拡大に歯止めがかからない状況が続いております。世界では感染者が1億人を超え、その内のほぼ4分の1にあたる2500万人が、アメリカの国民であるというような報道がされているわけでありまして、今考えてみますと改めてトランプ政権のコロナ対応の甘さが表れているのかなというような気がしてならないわけでありまして。海外ではワクチン接種が始まったようでありまして、我が国ではまだ1ヶ月2ヶ月、時間がかかるようでありまして。6月頃になって、やっと全国民分のワクチンが確保できる見通しが立ったと。2月末から3月末位から、医療従事者或いは疾患のある方を対象に、ワクチン接種がスタートするというような報道がなされているわけでありまして、どうなっていくのかちょっと心配な状況であります。そんな中、今日であります私立高等学校の推薦入試が行われました。2月の2日3日4日と3日間、今度は私立高等学校の一般入試が行われるわけでありまして、いよいよ受験モードに突入をしていくんだなど、中学校現場は大変な時期になって参ります。先日ですが、萩生田文科大臣が、2021年度から小学校で35人学級を段階的に実施して5年間、2025年には小学校全学年で35人学級を完結するというようなお話がございました。また今朝の新聞を見ますと、中教審が令和4年度から小学校の5、6年生を対象に、算数、理科、英語の3教科について、教科担任制を導入するというような答申をまとめたようでありまして。教員の多忙化解消、或いは子どもの学力向上がねらいとされているわけでありまして、国が十分な教員配置を行わないまま教科担任制を導入していくというのは、返って学校現場に多忙化を助長したり、或いは逆に学力低下を起こすような状況が生まれはしないかということ、危惧しているところでございます。今日もたくさんの付議事件、協議事項があるわけでありまして、効率よく進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。それでは、早速でありますけれども、前回の会議録を回しておりますので、また、ご署名をいただけたらと思いますのでお願いします。</p> <p style="text-align: center;">それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
<p>教 育 長:</p>	<p style="text-align: center;">第28号議案</p> <p>第28号議案「令和3年度全国学力・学習状況調査への対応」について、事務局お願いします。</p>
<p>永濱主事:</p>	<p>提案させていただきます。令和3年5月に実施される令和3年度全国学力・学習状況調査について、参加するものとする。この案を提出するのは令和3年度全国学力・学習状況調査への対応を定める必要があるからです。2枚めくってください。文科省から発出された実施要項です。調査目的は義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題</p>

	<p>を検証し、その改善を図る。学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するの3点です。調査実施日は、5月27日の木曜日です。調査内容は教科に関する調査は国語、算数・数学。学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査の児童生徒に対する調査と学校質問紙調査になります。9ページの下には経年変化分析調査、13ページの方には保護者に対する調査とありますが、これについては犬山市は抽出されていません。戻って、一番最初に閉じてあるプリントをご覧ください。こちらは保護者への案内通知です。昨年度の定例教でも話題になったかと思いますが、不参加の選択肢もあることを伝え、もし不参加を申し出た場合は欠席ではなく欠課とし、不利な扱いを受けることはないことを確認しました。またその場合、各校でテスト裏の時間帯で、別の学習を組み立てることとします。調査結果については、一人一人の子ども達に配布する際、ただ配るのではなく個別に声掛けをしながら、見方の説明も加えて丁寧に返すようにということで、各学校へも確認をしております。また、ここに資料はありませんが、調査結果を受けて、各学校でも学校としての傾向を把握し、各校で対策を出していただいております。子ども達の学習状況の評価を踏まえた授業改善や個に応じた指導の充実、指導計画の改善に取り組むことを確認し、教育活動の見直しなどに役立てていくとともに、読解力の向上の見取りのための資料ともしたいと思っています。最後に令和3年度全国学力・学習状況調査への対応については、1月18日に行われました1月の定例校長会でも話題にしました。参加に否定的な意見をいただかなかったことを提案に付け加え、報告をさせていただきます。</p>
教育長：	<p>今、事務局から提案がありました。令和2年度については、コロナの関係でこれが実施できませんでしたが、現時点では、国は令和3年度、例年とはちょっと遅れてであります。5月27日木曜日に、小6中3を対象に国語、算数・数学の2教科に限って、今の学習・学力の状況を調査し、同時に質問紙の調査も行っていくという方針を示しているわけですが、今、事務局から提案があったように、犬山市としてもぜひこれには参加をするという意思決定をしたいという提案でありますけれどもいかがでしょうか。特にご異論はございませんか。</p>
教育長職務 代理者：	<p>過去に、参加を希望されないと言われた児童生徒等がありましたでしょうか。</p>
教育長：	<p>これは平成19年度からスタートして、19、20年度は不参加でした。21年度から参加をしたこととなります。ほぼ10年近い状況が続いていますが、私が知る限りでは、不参加の申し出を受けたことはないと聞いておりますが、どうでしたか。</p>
永濱主事：	<p>自分としては記憶はないですが、確実ではないので、また調べてお伝えします。</p>

教 育 長:	再確認してお伝えするという事です。よろしいですか。他に何かございませんか。
田中委員:	参考までにお伺いしたいのですが、逆に、例えば普段不登校傾向のある子が、特に中3とか小6は、ちょうど受験を意識したり相対的な評価を意識したりという学年ですけど、その場合に普段は来ないけれども、その学力テストの日は受けに来るといようなことがこれまでにあるのか、保護者やお子さんが学力テストにどのように対応されているか、もし現場の状況をもしご存知であれば教えてください。
教 育 長:	私も犬山西小学校に2年、城東中学校に4年おりましたけれども、中3で進路だからといって不登校の子がこれを受けにわざわざ来るといことはありませんでした。神谷主幹、東部中学校に2年間お見えになられてどうですか。
神谷主幹:	東部中学校もその前任校の犬山中学校もその前の東部中学校も、なかったと思います。
教 育 長:	長谷川先生、永濱先生、どうですか。
長 谷 川 主 事:	別室登校の子が受けるという事はありましたけど、不登校の子でわざわざ来て受けるというのは自分も記憶にございません。
永濱主事:	私も、記憶にないです。
教 育 長:	あまり重要視をしてないと思います。先ほど長谷川が申し上げましたが、学校には来るけれど教室に入れない。例えば相談室だとか、保健室だとか。そこで生活できる子はその場で同じように受験して、それぞれ取り組んでいますけれども、普段学校へ来ない子が、わざわざこのために学校に来るとい状況はなかったと記憶しております。
田中委員:	以前も申し上げましたが、現場の先生方はこの必要性とか有用性はどの程度、どういう感じでこれを受け止めてらっしゃるのかということと、保護者とか児童生徒の皆さんが、どういうスタンスでこの学力調査に対応しているのかというところの感覚が少し掴めればと、参考までにお伺いしました。
教 育 長:	これも自分の経験からいくと、あまり大きな出来事だとは思っていません。これは学校対象に行われる調査ではなくて、市町村が犬山市が受けるか受けないかですので、あくまでもその参加不参加の決定権は最終的には犬山市の教育委員会が持っているというスタンスでありますので、あえて、あまりこんなのやらなくていいのにという気持ちがあるけれども、教育委員会が賛成をするならやるかと。反対の時も同じような気持ちではあったんですけど。ただ、国がいわゆる学習指導方法を改善どうこうというようなねらいは持ってはいるものの、学校現場、或いは保護者、児童生徒等については、多分それほど意識はないかな。ただやるからには無駄な参加の仕方は適切ではないだろうと。ですから、何もかも100%生かすことはできないにしても、何らか1つでも2つで

	<p>も、これが教育活動を改善する手立てというか、材料になるのであればした方がいいという意識ではいいです。学校現場の経験がある皆さん、もしそれ以外に何かあれば、言っていただいても結構です。</p>
神谷主幹:	<p>今、教育長が話した通りですけれども、以前からNRTなどの実力テスト的なものを受けて、それによって学力の状況を確認してきました。それと同じようにやってきていました。今はNRTをやる学年、やらない学年と分かれてきているところもあるので、先ほど話がありましたように、やるならばこれを有効にというふうに考えています。それから、先ほど永濱が申しあげましたように、読解力を計る見取りの1つの手段としていますので、これを今は有効に使っていると思っています。また先進的な目指すべき学力はこうであるという指針だとするのであるならば、教師にとってはこれが解けるような、これに向かっているような力をつけるためのものだというふうに捉えて、やっているのではないかと思います。</p>
教育長:	<p>それこそ、先日の大学の共通テストでありますけれども、これまで以上に読解力を問うような問題が多いと言われていています。我々は学校現場にいる時もそうですが、学力というものを、いろんな学力については、学力論争をやれば切りがないんですけれども。今まで考えていた学力ではなくて、国が求めている学力というのですかね。もしそれがこういう形で表れているとするならば、全くこれを無視して教育活動を進めていくことは、将来的に子ども達を不利な状況に置いてしまうのではないかという危惧は持っています。ですから、これがイコールではないのですけれども、ひょっとしたら、国がこれからの子ども達に求めていく学力が、このテストの中に含まれているとするならば、これにもやっぱり答えられるような力をつけてやる必要があるだろうなということは考えているところです。他に何かありますか。例年、田中委員がおっしゃるように、不参加をするのも1つの権利である。だからその権利についてはきちっと意思表示がしていただけるような手立てを取って、やらされるという意識ではなく、うちはもうやりませんという子ども達もしているのであれば、きちっとその子達にも目を向けて、対応ができるような体制だけは取っていきたいということで、2ページ目の保護者宛の文章をお配りする予定であります。よろしいですか。では意思表示をしていただきたいと思います。挙手で、令和3年度の全国学力・学習状況調査ですが、教育委員会として参加をするということに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。賛成反対。はい。私は除きまして5対1ということで、賛成多数ということで、お認めをいただいたということを確認しておきたいと思います。ありがとうございました。では次へいきます。</p>
教育長:	<p style="text-align: center;">第29号議案</p> <p>第29号議案「犬山市教育委員会事務局規則の一部改正」について、</p>

	事務局お願いします。
長瀬課長:	この案を提出するのは、犬山市公文書管理条例の制定により、規則の一部を改正する必要があるからです。3ページの新旧対照表をご覧ください。第8条の委任の条文です。こちらについて、今まで処務規則の定めるところとなっていたものを、令和3年4月に犬山市公文書管理条例ができますので、その条例を引用するものです。
教育長:	今説明があった通りであります。教育委員会の事務局規則の一部を改正するという提案であります。これについてご意見ご質問がもしあるようでしたらお出してください。特にご異論はないようです。 では、第29号議案「犬山市教育委員会事務局規則の一部改正」について、お認めいただけますでしょうか
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第30号議案の審議に入ります。
教育長:	第30号議案 第30号議案「犬山市立学校簿冊保存規程の廃止」について、事務局お願いします。
長瀬課長:	この案を提出するのは、犬山市立学校簿冊保存規程を廃止するため必要があるからです。こちらについては、先ほど29号議案でお示しました通り、犬山市公文書管理条例が4月に制定されますので、その関係でこちらの規程を廃止するものになります。2ページをお願いします。附則としてこの訓令は令和3年4月1日から廃止をさせていただきます。
教育長:	これについても、今説明があった通りであります。ご意見ご質問おありでしょうか。
田中委員:	これは廃止する内容が、その条例にそのまま移るのでという理解でよろしいですか。
長瀬課長:	公文書条例の中には、犬山市全体の公文書管理規程が載っているようです。こちらの保存規程については、学校で保管していただいている簿冊の名前が列記をされていますので、公文書条例に載らないものについては、一旦まずこの規程を廃止させていただいて、新たに要領もしくは要綱のようなものを制定したいと思っていますので、また3月か4月にお見せできたらと思っています。
田中委員:	その要領要綱というのはその条例にぶら下がったものではなくて、また別のものですか。
長瀬課長:	はい。教育委員会独自の別のものになります。
教育長:	また多分、この場でご協議いただくことになると思います。他にどうでしょう。特にないようです。 では、第30号議案「犬山市立学校簿冊保存規程の廃止」について、お認めいただけますでしょうか

各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第31号議案の審議に入ります。
教育長:	第31号議案 第31号議案「犬山市図書館管理規則の一部改正」について、事務局 お願いします。
山本課長:	この案を提出いたしますのは、図書館の2階展示室であったスペースを、子ども読書空間として整備し供用開始することで、会議室等の中に新設するボランティアルームを追加し、また併せて、現行の条文と現在の図書館運営において相違がある部分や字句の修正を行うため、規則の一部を改正する必要があるためです。新旧対照表によりご説明いたしますので4ページをご覧ください。第6条において、今まで図書は10点以内、雑誌、紙芝居、視聴覚資料はそれぞれ3点以内で、全体で10点以内として貸し出しておりましたが、雑誌の貸し出しの要望が多いため、図書及び雑誌をそれぞれ10点、紙芝居を3点、視聴覚資料2点を上限とした上で、全体で10点以内に貸し出しするということに改めるものです。第13条において会議室等に新設するボランティアルームを追加し、その1号から4号に掲げるものに、図書の業務に支障のない範囲において、専用利用できるものといたします。また、同条第2項において申請の開始時期を定めまして、専用利用とする日の属する3月前の初日からといたします。その他様式における表現を統一し、わかりやすい表現に改めるものです。3ページをご覧ください。附則におきまして、この規則は公布の日から施行することといたします。また参考資料として、子ども読書空間のイメージ図、それから平面図をつけてございます。こちらは3月30日にオープンを予定しております。ボランティアルームというのは、この子ども読書空間の中の南側のスペースで、基本的に図書館事業のない時間帯は、閲覧スペースとして解放していく予定でおります。説明は以上です。
教育長:	平成21年12月まで教育委員会の事務局があった場所であります。そこがこういった子ども読書空間に生まれ変わるということですが、3月30日スタートです。また整備されたところで、一度ご覧をいただけるといいかなと思います。親子連れの子どものさん、お母さんがたくさん活用していただけるといいかな、夢と希望の持てる場所じゃないかなと思います。その関係で図書館の管理規則の一部を改めるという提案でありますけど、何かこれについて、ご意見ご質問があればお出しいただきたいと思います。
田中委員:	異議ではないですけども確認で、6条の2で貸出点数が変更された動機というか、雑誌が3点から10点、単純に増ではないですし、視聴覚教材は3点から2点で単純に減ではないですけど、ここで変えた動機が何かあったというのがもしあれば、確認させてください。

山本課長:	まず雑誌については要望が多かったということで、今まで3点しか借りられなかったものを10点に増やすというものです。視聴覚資料3点であったものを2点にしたというのは、視聴覚資料は所蔵が少ないので、人気の資料は非常に多くの方が希望されるわけですので、より広く借りていただきたいということで、上限を逆に2点とすることで、貸し出し枠を広げるということでございます。
田中委員:	わかりましたが、何か一方で何か矛盾があるといえますか、要望が多い雑誌の点数が増えれば、またそれで広く行き渡らないという、どちらも何を取ればいいのかというところが、それぞれ適切な冊数というのは難しいですけども、よくわかりました。
教育長:	こういう新しい形で運用していったって、また不都合があればご協議をいただいて、規則を変えていくこともありうるということですよ。取りあえず、まずはこんな形でスタートしたいということです。他はどうか。
渡邊委員:	3月30日のオープンというところで、多分今だと図書館は、座って本を読む場所がないと思うのですが、要はコロナのこの状況の中での使い方というところはどうかかなと。今、子ども達が普通に居られない状態ですけども、普通に子ども達が居ていい場所で使い始めるのかどうかということですよ。
山本課長:	コロナの対策というのはどの施設もそうですけれども、3密を防止するとか手指消毒をしていくというところは徹底をしていきます。現状の図書館ですけども、今まで閲覧する席も隣同士座っていたものを、1つ飛ばしにさせていただいて、今ご利用いただいております。ですので、この子ども読書空間もできるだけ密にならないような対応は取りながらも、子ども達が閲覧できるというところは、事業としては実施をしていきたいと考えております。以上です。
教育長:	それこそ土曜日日曜日にたまにここに来る時がありますと、図書館はオープン前に、学習室で学習する子ども達がずーと並んでいるんですね。だから学習室も多少そういった密に配慮しながら、利用ができるような体制をとっているんですよ。
山本課長:	現状今、定員の2分の1ほどの人数で、席を用意しております。
教育長:	よかったですか。他よろしいですか。他にないようであります。 では、第31号議案「犬山市立図書館管理規則の一部改正」について、お認めいただけますでしょうか
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
通信及び請願	
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
協議・連絡	

教育長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
山本課長:	資料No.1をご覧ください。犬山市教育委員会の後援名義使用を承認した事業報告。令和2年12月7日から令和3年1月8日承認分でございます。内訳としましては継続が4件、新規が1件、全体で5件でございます。まず1件目「2021 子どもジオ自然体験活動」につきましては、主催者が福井市自然体験交流推進協議会となります。開催日については3タームございます。場所については、かつやま恐竜の森、福井県立恐竜博物館他で実施をされます。参加者につきましては、各ターム35名で全体で105名と聞いております。2件目「子どもの潜在能力を引き出す脳科学講座」でございます。主催者は一般財団法人日本リーダー育成推進協会でございます。こちらについては、オンライン、ズームを使用した講座になっておりまして、内容につきましては、心理学・脳科学に基づいた、新型コロナの影響による保護者の負担増に対する向き合い方等をお伝えいただくことになっております。それから3件目「第26回内藤丈草を偲ぶ俳句大会」でございます。こちらは主催が犬山市文化協会です。毎年4月の1週目に表彰式を実施していたという事業でございますけれども、今回はコロナの影響がございますので、表彰式などの大会は中止し誌上で入賞を発表するというもので、応募がすでに1月6日から始まっておりまして4月2日までとなっております。続きまして4件目「令和3年度前期オープンカレッジ」。主催者が愛知江南短期大学でございます。開催日時が令和3年4月から令和3年8月、場所は愛知江南短期大学でございます。こちらは、語学や音楽の講座40講座を実施いたします。コロナ対策ということで、参加者数は全体で約300人となっておりますが、1講座6名から20名というところで、3密を防止した対策を取りながら実施するというで聞いております。それから5件目、新規事業で「公職選挙法の課題を考えるシンポジウム」。犬山市選挙管理委員会の主催となりますが、こちら2月6日に開催する予定でしたが、この後中止・延期の連絡を受けた事業というところでもご説明をさせていただきますが、中止となっております。それでは次に、中止・延期の連絡を受けた事業でございます。3件ございます。1件目が「国際交流&イングリッシュキャンプ」。こちらも新型コロナウイルスの発生及び今後の感染拡大に伴い中止ということで、報告を受けております。2件目「こども夢の商店街ハタラク KIDSMALL」。こちらも、新型コロナウイルスの関係で中止。それから先ほど承認いたしました「公職選挙法の課題を考えるシンポジウム」は、中止ということでございます。以上で報告を終わります。
教育長:	何かこれについてご意見ご質問おありでしょうか。特にないようですので、次にいきます。 「令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の認定」について、事務局

	お願いします。
長瀬課長:	資料No.2をご覧ください。1枚めくっていただきまして、1月分の申請者になります。申請者は6名いらっしゃいました。そのうち不認定者1名ということで、こちらについては所得超過と聞いています。一番下の集計表をご覧ください。1月27日認定者は、小学校の児童さんが5人、それから中学校の生徒さんが2人ということで、準要保護の該当が7名認定者になります。今日お配りしました資料ですけれども、新入学準備金の児童生徒一覧になります。こちらについては申請が21件、認定が17件ということで、不認定が4件です。この4件はいずれも所得超過ということです。よろしくお願いします。
教育長:	今2つの案件がありました。これらについて何かご意見ご質問はおありでしょうか。
堀委員:	以前もお聞きしたことがあります。この要保護及び準要保護の児童数ですけれども、ものすごく増えたという感じはしないのですが、コロナで今皆さん大変だと聞いていますけど、その影響というものはあるのかどうかということをお聞きしたいのと、もう1つの入学準備金ですが、何か少ないような気がしますけれども、毎年これぐらいのものなのではないかということをお聞きしたいです。ただ1月27日現在ということなので、最終的にはもっと増えるのかもしれないですけれども。
長瀬課長:	所得は令和元年度の所得を基準にしていますので、実際は令和2年にコロナが発生していますので、来年度に影響が来るのではないかと思います。新入学準備金については、ちょっと去年の資料がないので、終わりましたらまたご説明したいと思っておりますのでよろしくお願いします。
堀委員:	ということは、今現在所得が少なくなっても、これには申請できないということになりますか。
長瀬課長:	そうです。
堀委員:	どうにかならないですか。
長瀬課長:	準要保護は所得要件がありますが、要保護者の生活保護に該当するかどうかは福祉課のほうにご相談いただいて、今の現状が生活保護基準に値すればと思いますけれども。
教育長:	学校教育が担当する準要保護の認定は、昨年度の収入を基準に考えますが、例えば、福祉課の関係になってくると、これは現状が重視されますね。
長瀬課長:	そうです。現状を把握すると思っておりますので、そちらの方で、もし該当になればおのずとこの要保護の該当になると思えます。
堀委員:	ということは要保護の方はどうにかなるけれども、その準要保護というのは難しいということですよ。
教育長:	準要保護は給食費と学年費あたりです。当然ながら、福祉課の生活保護になると生活費全般ですから、本当に苦しい家庭は生活全般の援助を

	求めに行かれる傾向が強いと思います。お気持ちはわかります。
堀 委員:	ということは来年になると、もしかしたら非常に増えるかもしれないということですね。
教 育 長:	来年認定の報告を出していただく時には、昨年度との月別の比較をしていただくと、コロナの影響がわかると思います。多分皆さん、困っている人は助けてあげたいという同じような気持ちでいらっしゃると思います。何か他どうでしょう。
田中委員:	これこそ、それは総合教育会議で提案してみてもいいのではないかと思います。ここで総意が得られればですけど。基本的な要保護の場合ですと国の補助金がメインで、準要保護の場合は地方交付税ということになるのでしょうか。なので、財源としては結局最終的に国に要請するとか、議会で請願するとかいろいろ方法はあると思いますけど、教育委員会として、例えばコロナの家計急変で生活持続給付みたいなものがあるわけですから、急変に対応するような金額等、なかなか難しいかもしれませんが、ただそういう窓口とか相談してくださいとか、結局生保の1.4倍になりますけど、準要保護で生活保護にはかからないけどという場合は、市役所にも相談に来る窓口がないわけですよ。ですから、そういう相談先だけでも、市として準備しておく必要はあるのではないかなという気は、私もします。
教 育 長:	今のご意見ですが、私が今思ったのは6名申請があつて1名は不認定だった。その判定が、昨年度の収入で計ったということですが、ひょっとしたら、今は厳しい生活をしていらっしゃるとするならば非常に辛い思いをされてみえるんじゃないかなという気がしてならないのですけど。この方々に不認定でしたということと、例えば、困っていらっしゃる、例えば福祉課かどこかへご相談に行かれたらどうですかとか、何かそのようなお誘いができるといいかもしれないですね。結果的に駄目かもしれないけれども。
田中委員:	例えば入学準備金に関して幼稚園とか保育園に連絡が行っているわけですね。保護者に対して通知がいつてるわけですけど、仮にその所得の状況関係なく、困っていることがあれば、とにかく声を上げてくださいという、要はニーズがあれば対話ができるわけですから。だからそういう、かからないけどもちょっと不安だとか、今ちょっとあやしいなという話だけでも吸い上げるような手を打っておかないといけないのかな。それも含めて周知しておくということが必要かなという気がします。
教 育 長:	何か本当に困っていらっしゃる方がみえたら、援助の手が差し伸べられるような方法が、ご本人が見つけられればいいんですけども、ひょっとして見つけられないような方がみえる時には、こんな方法もありますよ、あんな方法もありますよ、ご紹介をいただける場面があるといいかなということだと思いますね。ご意見としてですので、何か方法があれば

	<p>またお願いしたいと思います。他にどうですか。特にないということで理解をしたいと思います。では次にいきます。</p> <p>「2月・3月の行事予定表」について、事務局お願いします。</p>
長谷川主事：	<p>資料No.3をご覧ください。2月ですが、第1週のところで私立の一般入試中学校が入って参ります。あと中止になった行事等は、右側に中止と記載があります。2月の前半に入学説明会が何校か入っておりますが、やる内容を短縮したり参加者を保護者のみに限定する等、対応して実施するという方向です。それから2月24日2月の定例教育委員会がございます。3月です。3月3日中学校の卒業式を予定しております。こちらについても、来賓の参加はなしという方向で行います。3月5日から次の週にかけてですが、公立の一般入試が中学校入って参ります。中学校の進路説明会についても、二部制にするなど参加の人数を分けて実施してする予定です。3月17日3月定例教育委員会がございます。19日は小学校卒業式を予定しています。24日小中学校の修了式、それから未来園幼稚園の卒園式、修了式が予定されております。</p>
教育長：	<p>2月3月あつという間に多分終わってしまうと思いますけれども、取り合えずこんな計画で進んでいくということでありまして。現時点では、取りあえず2月7日までは緊急事態宣言がかかっておりますし、ひょっとしたらこの2月7日が2月末まで延期されるのではないかとというような情報が入ってきていますが、そのようなことがあれば、計画されているいろんなイベント事業等が中止、或いは延期になる可能性も全くゼロではないんですけれども、現時点ではこういうことが予定をされているということでありまして。何かお聞きになりたいこと、ご意見等があるようでしたらお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。特によろしいですか。それでは次にいきます。</p> <p>「第11回子育てフォーラムIN犬山の開催」について、事務局お願いします。</p>
上原課長：	<p>資料No.4をご覧ください。犬山市では地域ぐるみの子育て活動を充実させるため、関係機関との情報の共有化とその活動の連携を図り、地域ぐるみの子育て支援の向上につなげることを目的といたしまして、この「子育てフォーラムIN犬山」を毎年開催しているところでございます。本年につきましては、日時令和3年2月6日土曜日、午後2時から4時、場所は犬山市民健康館さら・さくら交流ホールで行います。内容につきましては、講師に桜花学園大学保育学部保育学科准教授 森川拓也様をお招きしまして、講演内容「ことばが子どもの可能性をひらく～自分で学ぶ子どもを育てよう～」ということで、犬山市が目指す読解力、国語力、ことばに関する講演内容をお願いするものでございます。昨年度につきましても、同じこの先生に子育てフォーラムでも講演をさせていただいたところであります。参加の対象者につきましては小中学校教諭、子ども未来園保育士、公立私立幼稚園教諭、私立保育園・児童センター職員、民生主任児童委員、市議会議員等々でございまして。なお、今</p>

	<p>年の子育てフォーラムにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、参加者人数をかなり調整させていただきました。事前に参加申し込みをいただいた方の中で、公立幼稚園、子ども未来園、児童センター関係職員につきましては、後日ビデオを視聴することといたしました。その他の方については当日ご参加をいただくということで、当日の参加人数は28名でございます。さら・さくら交流ホール収容人数通常150名のところ28名で、参加者の方については、当日検温、健康状態を確認させていただいた上での参加をお願いしているところでございます。また、事前に申し込みをされなかった方、いわゆる新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加を見合わせた方もみえるかもしれませんので、ビデオの視聴などご希望があった場合は、子ども未来センターから改めてビデオの視聴のご案内をさせていただくようご説明するところでございます。説明は以上です。</p>
教育長：	<p>2月6日土曜日であります。広い会場に今年は20数名ということで、かなりコロナ予防の対策をとっての開催でありますけれども、教育委員さんのご希望があれば、おいでをいただいて講演をお聞きいただくことができます。もしご希望があればご参加ください。何かこれについてご質問ありますか。よろしいですか。ないようですので次へいきます。「まなびイベントカレンダーの掲載」について、事務局お願いします。</p>
山本課長：	<p>資料No.5をご覧ください。まなびイベントカレンダーの概要でございます。市内で開催される市民主催のイベントや講座など、まなびの情報を市のホームページ上で集約し提供することで、市民の学びのきっかけづくりを応援していくものでございます。これを開始する理由としましては、平成24年度より、犬山市生涯学習情報サイト「まなびナビ」という独自のホームページを、文化スポーツ課単独で運営して参ったところですが、昨今いろんなSNSの普及によりまして、このサイトの利用アクセス数が減っていること。それから犬山市のホームページ上で情報を一元化することで、より市民に周知できるという理由から、単独のサイトについては閉鎖をし、市のホームページ上で、代わりに「まなびイベントカレンダー」を開設していくというものでございます。掲載の開始日につきましては、2月1日からを予定しております。掲載対象事業としましては、犬山市教育委員会後援名義の使用を許可した事業で、申請者から掲載希望があったものなどを載せていくということで予定をしております。市のホームページ上では、暮らしの情報というところから入っていただきまして、「まなびのイベントカレンダー」ということで、一覧として掲載をして紹介をしていくという予定であります。説明は以上です。</p>
教育長：	<p>今説明があったとおりです。これについて何かありますか。</p>
教育長職務代理者：	<p>犬山市の教育委員会の後援名義を取っていなくても、わざわざ取らなくて事業をされるというものも、非常にたくさんあるかと思われるのですが、せつかくなので、そういったものを載せるということに対して</p>

	は、いかがでしょうか。
山本課長:	<p>今後はそのように拡充していくというのも、可能性はあると考えております。ただ、どの事業が良くてどの事業が駄目であるかというところの物差しがないという中では、やはりこの教育委員会の後援名義というのが1つの物差しとなっておりますので、まずはその許可した事業から進めていきたいと考えております。</p>
教育長:	<p>そうすると、一応ここで議論していただいたものがここに載るということですね。だから、ここで議論されなかったものについては、今の段階ではここに載ることはない。ただ将来的には、そういった方法も模索していく。現時点ではこういう内容で進めていくということです。他に何かありますか。ないようですので次へいきます。</p> <p>「子ども読書空間整備記念講演会の開催」について、事務局お願いします。</p>
山本課長:	<p>資料No.6をご覧ください。子ども読書空間整備記念講演会「子どもの読解力を育てるために図書館ができること」という講演についてでございます。前回の定例教育委員会の中で、共催事業として承認をいただきました。その際に奥村委員の方からオンラインでも開催できないでしょうかとご提案がありまして、今回、オンラインでの配信も行うということにいたしましたので、紹介をさせていただくものでございます。ぜひ、教育委員の皆様方も視聴いただきますようにこの場を借りてお願い申し上げます。</p>
教育長:	<p>前回の定例教での奥村委員の提案が活かされて、オンライン配信をするということでもありますので、ぜひご覧をいただきたいということです。何かこれについてご意見ご質問ありでしょうか。特にないようですので次へ行きます。</p> <p>「市民総合大学特別講演会の開催」について、事務局お願いします。</p>
山本課長:	<p>資料No.7をご覧ください。犬山市民総合大学敬道館特別講演会を開催するものでございます。今年度は、年間を通しての犬山市民総合大学敬道館は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止となっております。ですが今回オンライン配信も含めて、実際の講演会も行いますのでハイブリッド式になりますけれども、特別講演会を企画し実施するものでございます。市民総合大学初の試みとなるユーチューブライブの配信となります。こちらについては無料公開ということで実施を予定しておりまして、講師がNHK大河ドラマの時代考証で有名な小和田哲男氏でございます。テーマは「今、歴史から何を学ぶべきか」というタイトルで、お話をいただくものでございます。日時が3月13日土曜日1時半から3時まで。申し込みは2月2日からですので、ぜひこちらについても、皆様方ご参加をいただきたいということでご紹介をさせていただきます。</p>
教育長:	<p>3月13日土曜日でありますけれども、現時点では先着600人を対</p>

	<p>象にということではありますが、ライブ配信もされるようであります。ただし、新型コロナウイルス感染拡大の場合については会場での受講を中止し、すべてライブ配信のみとなる可能性もあるということではありますが、何かこれについてご意見ご質問はありませんか。本当に今年は市民総合大学も子ども大学も十分に実施できなくて、市民の方々にご迷惑をおかけしたのではないかなと思います。最後にこういった講演会が実施できればいいのですが、今後の状況によってはやれないことも視野に入れて進めているところでもあります。特によろしいですか。特にないようですので次にいきます。</p> <p>続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。</p>
	<p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見、説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーを介して見てもらっている子に関してだが、落ち着いてきていると記載されているが、カウンセラーの回数と、どのような感じでカウンセリングをされているのか教えてほしい。 ・2週間に1度位のペースでカウンセリングを受けているようだ。内容は確認できていないので、次月報告する。 ・不登校の子は、児童生徒本人が行きたくないというのはあると思うが、保護者がどう思われているか、教育の義務という観点からも保護者の考えも重要になってくると思う。 ・報告に定期的に保護者と話をしたとあるが、どんな話をしたのか記されるといいと思う。
<p>神谷主幹：</p>	<p>本日追加で机上に配らせていただいた資料について、説明させていただきます。6月の定例教育委員会の折に、臨時休業が明けて不登校が好転した子はいないかというご指摘をいただいて、作成したものです。その時はこの表ではなかったのですが、どうせならば追跡ということで、担当が作ってくれました。星印は、休業期間中にオンラインの授業、オンラインのSTに参加した者です。当時これに参加した者がどうなのかということがありましたので、合わせて作ってあります。ここに挙げられている者は6月以降各学校が判断して、不登校の状況が好転していると思われる者です。追跡しているところ、現在のところ令和元年の欠席数と令和2年度の欠席数のところで比較していただいて、三角とか丸とかがついています。ここまでの、この不登校の児童生徒の調査方法、表示の方法について、奥村委員を中心にご指摘をいろいろいただく中で考えてきました。この調査はもう3月で終わりますけれども、これと同じようなものが各学校にあります。それを、昨年度30日以上超えた者を上段に入れて、新たなものを下に入れて、そして改善傾向がある者ない者が一目でわかるような表が、今あるデータを基にして作ることができるのではないかと、今、担当と相談しています。そういったほうに行く途中の段階のものということで、今日はお出しをしました。これ見てい</p>

	ただいて、こんな情報もというものがありましたらおっしゃってください。以上です。
教 育 長:	来年度はこれをベースにして、定期的に必要に応じて報告させていただくということです。このことについて何かあればお聞きしたいと思います。
田中委員:	令和元年度の欠席というのは令和元年度全体のということで、令和元年度11月時点の欠席数ではないということですね。
神谷主幹:	そうです。それは表記したほうがいいですね。
教 育 長:	令和元年度は3月、令和2年度は4月5月の2ヶ月が殆ど学校に来ていない状況だと思いますので、単純に日数だけでは比較できない部分もありますね。他に何かありますか。特によろしいですか。はい、ありがとうございます。協議連絡事項はこれで終わります。
	そ の 他
教 育 長:	「1月20日の臨時議会」について、事務局お願いします。
長瀬課長:	事前に1月の臨時議会の資料は委員さんにお配りしてありますが、状況を文化スポーツ課と子ども未来課で説明してもらいますので、お願いします。
山本課長:	1月20日の臨時議会において、羽黒中央公園の指定管理者の議決をいただきました。犬山市スポーツネットワークという、現状羽黒中央公園の指定管理者となっているところが、次期も指定管理者ということで承認をいただいたということでございます。ただ構成員の方が変わって、今までは美津濃株式会社、ミズノスポーツサービス株式会社、犬山市体育協会ということで3者が入っておりましたけれども、次期5年間においては、体育協会が構成員から抜けたという形を取ります。
上原課長:	上木子ども未来園屋上断熱改修事業ということで、補正予算総額809万6000円を計上し、可決をいただいたところでございます。こちらにつきましては、1月臨時議会ということで急遽行うことになりました。これを急遽行う理由としましては、12月中旬にその当時一番の寒波がやってきた時です。それぞれの園で暖房をつけて、園生活を送っているところではございましたが、この上木子ども未来園、ちょうど屋根が有孔ボードといいまして、穴の開いた天井材を使った施設でございまして、そこから水がポタポタと水滴で落ちてくるのが発見されたものですから、急遽屋根裏を登って見たところ、屋根裏のコンクリートに貼ってある断熱材が剥がれ落ちてきておりまして、その剥がれたところにおびたしい結露が発生しておりました。これは外の気温と中の暖房の温度差によって発生したもので、この結露が断熱材を通してその有孔ボードの穴から、お部屋の子どもの机の上に落ちている状態だったものです。早速確認したところ、写真のように断熱材が剥がれていた状態でした。子ども達につきましては、それぞれ遊戯室など空きの部屋に移った上、今は園生活をしておりますが、これでは通常の保育業務ができな

	<p>いものですから、通常ですとこの屋内で屋根裏の断熱材を現状復旧することになるのですが、それをしますと1部屋ずつやることになりましてかなり大掛かりになりますので、今度は保育業務ができないので、いろんな方法を検討したところ、屋内からではなく屋上に断熱材を張ってその上から防水シートを張ってという、最近使われている新たな工法があるということで確認ができたものですから、これで進めていこうということで、予算を計上したものでございます。スケジュールにつきましては、お示しした通り1月に実施設計委託をしまして、工事の着手は令和3年3月に着手させていただきまして、工期が1ヶ月から2ヶ月かかりますので、5月に一応完了するという形になりますので、令和2年度の予算を来年度に繰り越して、この事業を進めていくというのが内容でございます。</p>
教 育 長:	<p>文化スポーツ課と子ども未来課と1件ずつ、合計2件の1月の臨時議会に上程をした内容について報告がありました。本来ですと、議会に付するものについては事前にこの定例教で了解を得てということだったんですが、たまたま前後して、後付けになってしまったんですけども、事後報告ということですが、この内容のことを1月の議会のときに、出したということでございます。何かご意見ご質問ありますか。よろしいですか。はい。ありがとうございました。</p>
	<p>自由討議</p>
教 育 長:	<p>自由討議に移ります。発言はありませんか。</p>
	<p>○市民文化会館大ホール舞台活性化事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用させていただいた。コロナで発表の場がなくなった子ども達のために母親達がそこを予約して、発表会のような気持ちで演奏したり、踊ったり、そういう活動ができてよかったという意見が上がっており、たいへん多く利用されている。施設の活性化というところからの発想かもしれないが、結論としては、コロナだったから余計によかった。良い発想だった。 ・普段はなかなか個人や小さな団体で借りることは難しいが、そんな経験が今後生かされて、仲間が集まって何かやろうという時にそれが役立っていただければ大変ありがたいことだ。 ・大変好評につき、来年度も夏頃にもう1度試行的に実施をしていきたいと今考えている。ぜひご利用いただきたい。 <p>○コロナのワクチン接種について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点でわかっていることがあれば教えてほしい。 ・市役所の中では、2月に人事異動がかかり、それ専門の係、担当が配属されて準備に当たるといふ準備行為を進めているが、具体的にどのように進めていくかという情報は、まだ我々のところには入っていない。
	<p>閉 会</p>

教 育 長:	これもちまして、1月定例教育委員会を終了（14：58）させていただきます。
--------	---------------------------------------

【次回開催】 定例教育委員会 2月24日（水）9：30 301会議室